

社会福祉法人 大和福壽会

評議員・役員報酬に関する規程

1. 評議員報酬等基準

定款第8条の規定による評議員報酬の基準について、以下のとおり定める。

(1) 評議員会出席の報酬等

名 称	報 酬	実費弁償限度額
評議員出席報酬等	5,000 円	2,000 円
理事(非常勤のみ)出席報酬等	5,000 円	2,000 円
監事出席報酬等	5,000 円	2,000 円

(2) 評議員会に関する業務報酬等日額

名 称	報 酬	実費弁償限度額
評議員業務報酬等日額	5,000 円	2,000 円
理事(非常勤のみ)出席報酬等	5,000 円	2,000 円
監事業務報酬等日額	5,000 円	2,000 円

2. 役員(理事及び監事)報酬等基準

定款第22条の規定による役員(理事及び監事)の報酬及び費用弁償の基準について、以下のとおり定める。

(1) 評議員会及び理事会出席の報酬等

名 称	報 酬	実費弁償限度額
理事(非常勤のみ)出席報酬等	5,000 円	2,000 円
監事出席報酬等	5,000 円	2,000 円

(2) 理事会及び監事監査に関する業務報酬等日額

名 称	報 酬	実費弁償限度額
非常勤理事業務報酬等日額	5,000 円	2,000 円
監事監査指導報酬等日額	5,000 円	2,000 円

なお、監事の報酬は、勤務実態に即した業務報酬等日額のみとし、監事の地位であることに対する報酬は、支払わない。

(3) 会長及び専務・常務理事の報酬

会長及び専務・常務理事の年間報酬額の合計は、2千万円を限度とし、その

範囲内で、以下のとおり月額報酬基準に基づき支給する。

なお、会長及び専務・常務理事が施設長・管理者・院長（以下「施設長等」という。）の職務を兼ねる場合には、施設長等として支給されている給与は、役員報酬に含めない。また、一般職員として支給されている給与も、役員報酬に含めない。

会長及び専務・常務理事の月額支払報酬基準（円）

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	110,000	210,000	310,000	520,000	800,000
2	120,000	220,000	330,000	550,000	850,000
3	130,000	230,000	350,000	580,000	900,000
4	140,000	240,000	370,000	610,000	950,000
5	150,000	250,000	390,000	640,000	1,000,000
6	160,000	260,000	410,000	670,000	1,050,000
7	170,000	270,000	430,000	700,000	1,100,000
8	180,000	280,000	450,000	730,000	1,150,000
9	190,000	290,000	470,000	760,000	1,200,000
10	200,000	300,000	500,000	790,000	1,250,000

※交通費は、職員給与等支払規則に準拠し支給することができる。

雑則 この規定は、理事会の決議により評議員会に付議し評議員会で議決する。

附則

1. この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。